



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
(J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
電 話 06-6445-3389

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 30 条及び第 40 条の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名
・社外取締役 渡邊 五郎
・監査役 大鹿 博文

2. 責任限定契約の締結日
平成 27 年 9 月 25 日

3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 8 月 18 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案を当社第 31 回定時株主総会に付議し、当該議案が原案のとおり承認可決されたことに伴い、本日上記の社外取締役及び監査役と責任限定契約を締結いたしました。

4. 責任限定契約締結の根拠

- (1) 当社定款第 30 条(取締役(業務執行取締役等である者を除く。))との責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

- (2) 当社定款第 40 条(監査役との責任限定契約)

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

以 上